

令和6年12月20日

## 「女性活躍推進法」に基づく行動計画について

山形パナソニック株式会社

女性社員がいきいきと仕事をし、管理職として活躍できる雇用環境を整備するため、次のよう  
行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年9月1日～令和7年3月31日まで

### 2 内容

#### 目標1:管理職の女性の増加

管理職(課長職)の女性を現在の0名から、1名以上に増加させる。

##### <対策>

令和2年9月～ ・女性社員のためのキャリアアップ研修や面談を通して、女性社員の意識の醸成を  
図る。

・各種研修を通して、率先してリーダーシップを発揮できるマネジメントスキルを有し  
た女性社員を育成していく。

・女性社員の課長職への登用と新任管理者研修の実施。

#### 目標2:有給休暇取得率の増加

有給休暇一人当たり取得率を50%以上とする。

##### <対策>

令和7年1月～ ・部門ごとに取得率を算出し幹部会議等で報告し、取得推進の取り組み強化を部  
門責任者に要請する。

・担当部門より社内イントラネット等によりワーク・ライフ・バランスの取得の一環とし  
て有給休暇取得を推進する旨を周知し、意識啓発を実施する。